

(平成21年7月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年10月から同年12月までの期間、59年10月から60年3月までの期間及び60年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から45年12月まで
② 昭和58年10月から同年12月まで
③ 昭和59年10月から60年3月まで
④ 昭和60年10月から同年12月まで

私は、将来年金を受給する時のために、きちんと国民年金保険料を納付していたはずなのに、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間②、③及び④については、昭和46年1月に国民年金に任意加入する手続きを行って以来、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識が高かったことがうかがえる上、申立期間は合わせて12か月と比較的短期間である。

また、申立期間当時、申立人と取引のあった自宅近くの金融機関で国民年金保険料を納付していたとしており、当時その金融機関は、市の収納代理指定金融機関に指定されており、さらに、国庫金の取扱いも開始していたため、国民年金保険料の納付が可能であったことから、申立内容に不自然さは見当たらない。

2 一方、申立期間①については、申立人の長男も昭和46年1月に加入手続きしたと述べていることから、当該期間は、国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が国民年金保険料を納付していることを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料を納付していたことをう

かがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年10月から同年12月までの期間、59年10月から60年3月までの期間及び60年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月から53年3月まで

私は、昭和47年11月に会社を退職したころは国民年金に加入していなかったが、53年か54年ごろに国民年金保険料の特例納付制度があることを知り、夫の国民年金保険料と併せて二人分50万円ぐらいの保険料を特例納付した。しかし、申立期間の保険料が未納となっていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の昭和53年4月から60歳に到達する平成17年8月までの保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年6月13日にその夫と連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出管理簿により確認でき、その時期は第3回特例納付実施期間中である上、申立人は強制加入被保険者であったことから、申立期間の保険料を特例納付により納付することは可能であった。

さらに、申立人は、申立人の夫の分と併せて50万円ぐらいを特例納付したと申し立てており、その納付金額は申立期間及び申立人の夫の未納期間の保険料を特例納付した場合の保険料額とおおむね一致する。

加えて、申立人名義の普通預金口座から昭和55年6月中に50万円を引き出したことが当該口座の預金口座取引明細表から確認できる。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年2月から同年7月までの期間、59年10月から60年3月までの期間及び60年9月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年2月から同年7月まで
② 昭和59年10月から60年3月まで
③ 昭和60年9月から61年3月まで

申立期間①については、私が持っている国民年金手帳では、印紙納付した記録があるので、未加入との記録を訂正してほしい。

申立期間②及び③については、A市から、国民年金の未納があり、このままでは年金がもらえなくなると電話で言われたため、10万円持って行き、8万いくら払った記憶があり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、国民年金制度創設の昭和36年4月に国民年金に加入し、国民年金加入期間については、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

2 申立期間①について、申立人が所持している国民年金手帳では、昭和39年2月及び同年3月の保険料についてはB町で、同年4月から同年7月までの保険料についてはC町で印紙検認されていることが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録及び市の国民年金被保険者名簿では、昭和39年2月4日に資格を喪失した記録になっている上、社会保険庁の特殊台帳には申立期間①の保険料の還付をうかがわせる記載はあるが、社会保険庁のオンライン記録では還付の記録は無いこと、及び制度上、申立人が同日に資格喪失する理由は無いことから、行政側の事務処理が不適切であったと認められ、申立期間①は納付時期内とすることが妥当である。

3 申立期間②及び③について、申立人は、昭和60年ごろ市から納付勧奨が

あり、10万円を持って行き、1万円ちょっとおつりがあったので8万いくらか払ったとしているところ、当該申立期間について61年11月までは、納付が可能である上、申立期間の保険料を一括して支払った場合の金額は8万4,500円であり、申立人の主張とおおむね一致している。

また、市発行の「国民年金事業のあゆみ」等により、昭和59年度に保険料の納付指導等が行われていたことが確認でき、「市の職員からこのままでは年金がもらえなくなると電話が掛かってきた。」とする申立人の主張と整合している。

さらに、申立期間②と③の間の昭和60年4月から同年8月までの期間(4か月)については、保険料をまとめて納付しており、申立期間②及び③についてもまとめて納付したとする申立人の主張に不自然さは無い。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 7 月 1 日から 29 年 3 月 14 日まで
② 昭和 29 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
③ 昭和 30 年 2 月 1 日から 36 年 3 月 1 日まで

社会保険庁の記録では、脱退手当金を受給したことになっているが、一切受け取っていない。私一人ではなく、当時の元同僚も同じように受給したことになっており、会社が私たちの意思を確認することなく、代理で受け取り、本人に支払われなかったものと考えられる。適正な手続が取られず、脱退手当金を受給したとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、昭和 36 年 9 月 15 日に支給決定されているが、当時は通算年金通則法施行前であり、同年 4 月 1 日から同年 10 月 31 日までの間に脱退手当金の支給を受けた者が、37 年 4 月 30 日までに脱退手当金相当額を返還した場合は、その脱退手当金の支給を受けなかったものとみなす措置が講じられていた。

また、社会保険庁が保管する申立人のオンライン記録には、脱退手当金の支給記録がある一方で、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金を支給したことを表す「脱」表示が、いったん記載された後、×印で取り消され、「支給せず」と記載されていることを踏まえると、申立人においても、何らかの取消手続がなされたとみるのが自然である。

さらに、厚生年金保険被保険者名簿において、「脱」表示がある者の中には、オンライン記録に脱退手当金の支給記録の無い者がおり、その理由は不明である上、脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額と 247 円相違していることから、脱退手当金の支給に係る記録管理が適正に行われていなかった可能

性がある。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年3月29日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、20年9月23日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年3月29日から20年9月23日まで

私は、昭和19年3月29日にA事業所からB事業所（後のC事業所）に転勤し、D工場で20年8月20日ごろまで勤務した。19年6月ごろに胸を患い、会社の寮の隔離された部屋で2か月程度過ごした記憶もある。

申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が昭和18年4月7日から19年3月29日まで勤務したA事業所と申立事業所は同一企業グループであり、申立事業所が保管する退職者名簿には、申立人は18年4月7日に入社し、20年9月22日に退社したことが記録されており、同社から申立人が当該期間において在職していたことの証明書も提出されている。

また、A事業所及び申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人と同学年（昭和3年又は4年生まれ）の同僚5人は、昭和18年4月7日にA事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得し、19年3月29日に同資格を喪失し、同日付けで申立事業所において資格を再取得していることが確認できる。

以上のことから、申立人は申立期間において申立事業所に在籍し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できる。

一方、社会保険事務所が保管する申立事業所に係る被保険者名簿について社

会保険事務局では、当時の職員の供述や現存する被保険者名簿と被保険者台帳、記号番号払出簿との整合性が完全でないことから、戦災により焼失したため、再生を図った可能性が高いものと考えてしている。このため現存する被保険者名簿は、戦後しばらく経過した後に、当時在籍していた者を対象に再生したものと推認でき、それ以前に退職した者については被保険者記録が復元されなかった可能性も考えられる。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和19年3月29日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時は保険出張所）に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は20年9月23日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和44年法律第78号)附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立ての事業所における資格喪失日に係る記録を昭和50年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月30日から同年6月1日まで

私は、昭和50年3月から5月までの3か月間、A社で勤務していた。給与明細書では、3か月間、厚生年金保険料が控除されているのに、加入期間は2月となっているので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する給与明細書により、申立人が申立事業所に昭和50年5月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書及び昭和50年3月の社会保険事務所の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料を事業主が納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から53年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和47年4月から53年12月まで

私の国民年金保険料は、父が昭和54年1月から私の結婚後も引き続き納付し、平成2年11月に私が転居するまで納付してくれていた。その父が昭和53年8月に私の国民年金加入手続きを行い、同年12月には過去の分も全額納付してきたと言っていた。その父は既に他界しているので確認できないが、後に納付時期が特例納付期間だったことを知り、父が申立期間についても納付してくれていたと確信しているため、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続き及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立期間に係る国民年金加入手続き及び国民年金保険料の納付は父がしたはずであると主張しているが、その父は、既に他界していることから国民年金加入手続き及び国民年金保険料の納付状況等は明らかでない。

また、申立人が所持している国民年金手帳の記号番号以外のものが払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人の父が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 627

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年1月、62年7月から同年9月までの期間及び63年12月から平成元年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : ① 昭和61年1月
② 昭和62年7月から同年9月まで
③ 昭和63年12月から平成元年3月まで

結婚後、私に関する国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付は妻が行っていた。

妻は、私に万一のことがあった時のことを考えて、遺族年金を受給する際に私の年金記録に未加入期間及び未納期間があれば不利になると考えているので、申立期間が未加入であることは絶対にあり得ない。

妻が、家長である私の国民年金保険料を納付せずに自分の国民年金保険料だけを納付することは考えられず、妻だけ納付済みで私が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は合計で8か月と短期間であるものの、申立人が所持している年金手帳は、A県で昭和45年6月ごろに付与された船員保険の番号が記載され、49年11月以降に船員保険の手帳として滅失し再交付されたもので、その後、平成2年6月13日に国民年金に初めて加入し、同年11月1日に厚生年金保険に初めて加入した記録となっており、申立期間①、②及び③はいずれも未加入であったことが確認できる。

また、B町の保管する国民年金被保険者名簿でも、申立期間①、②及び③において申立人は未加入であることが確認でき、この期間は、未加入期間で国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与していない上、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻は、納付状況に係る記憶があいまいであり、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 628 (事案 446 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 39 年 10 月までの期間、41 年 8 月から 46 年 3 月までの期間及び 48 年 1 月から 49 年 2 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月から 39 年 10 月まで
② 昭和 41 年 8 月から 46 年 3 月まで
③ 昭和 48 年 1 月から 49 年 2 月まで

申立期間①及び②の国民年金保険料は、昭和 54 年ごろに、未納保険料の一括納付を勧められて集金人に全額納付した。また、申立期間③については、自宅を毎月訪問していた集金人を通じて保険料を納めていた。

申立期間の国民年金保険料は納付しているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、申立人が一括納付したとする時期は漠然としており、一括納付に用いた資金の出所についても商売の売上金の中から払ったという供述のみで当該供述内容を裏付ける資料は無く、過年度分の国民年金保険料を集金人が一括して徴収することは無いにもかかわらず、集金人の所属機関や名前を確認することなく、当該集金人を通じて長期間の保険料を納付したとする申立人の説明は不自然と考えられる。

また、申立期間③に係る申立てについては、その直前の期間の国民年金保険料を一括納付していることから、毎月集金人に納付していた状況はうかがわれない上、申立人の保険料を代わりに納付していたとする申立人の義母は昭和 49 年に死亡しており、申立期間の国民年金保険料の納付を巡る詳細は不明である。

以上のような理由により、申立期間①から③に係る申立てについては、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 11 月 19 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする旨の通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、申立期間①及び②の保険料を一括納付した時期について、昭和49年1月以降から54年ごろへと申立内容を変えており、当該時期は第3回特例納付期間内であるが、申立期間において国民年金保険料を納付したことを示す新たな資料の提出は無く、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から39年8月まで

私は、国民年金加入手続をした時期についてはよく覚えていないが、申立期間の国民年金保険料を納付したはずであるので、申立期間が未加入期間となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、前後の番号の任意加入者の資格取得日から昭和39年9月ごろと推認でき、申立人は、39年9月1日に強制加入被保険者の資格を取得しており、この手帳記号番号によっては申立期間の保険料を納付することはできない。また、国民年金手帳記号番号払出簿の調査や氏名検索によっても、申立人に別の手帳記号番号が払い出されている事情等は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金加入手続の時期、届出場所、国民年金手帳の交付等についてはよく覚えていないとしており、申立期間の保険料額、納付頻度等に関する記憶も不明確である。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の手帳記号番号は二人の姉と連番で払い出されていることが確認でき、この二人の姉の納付記録をみると、申立人と同様に昭和39年9月1日に国民年金被保険者資格を取得し、同年9月分以降の国民年金保険料を納付しており、申立期間は未加入期間となっている。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年8月から59年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年8月から59年9月まで

私の国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付は、亡くなった父親が行ってくれ、私自身は関与していないため、納付時期、方法、金額等の詳細は分からないが、父親から、国民年金保険料は一括して請求があったので全額支払ったと聞いている。

しかし、申立期間の保険料は未納となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付は、申立人の父親が行ってくれたと申し立てており、申立人自身は直接関与していない上に、申立人の父親は既に亡くなっているため、申立期間の国民年金保険料の納付を巡る詳細な事情等は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和59年1月30日に払い出されており、申立人の前後の手帳記号番号の任意加入者の資格取得日からみて、加入手続は同年6月ごろに行われたと推認でき、この手帳記号番号によっては、申立期間のうち56年8月から57年3月までの保険料は時効により納付することができない。

さらに、申立期間のうち昭和57年4月以降の保険料は過年度納付又は現年度納付により納付することはできるが、申立人は申立期間当時はA市に居住しており、B市に居住する父親に納付書を送付等した記憶は有していないとしている。このほか、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料や周辺事情は見当たらない。

加えて、申立人は国民年金手帳を1冊しか持っていないと供述しており、払出管理簿の調査や氏名検索によっても申立人に別の手帳記号番号が払い出されている事情等も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年2月までの期間、同年7月から43年9月までの期間、47年8月、48年9月、同年10月及び51年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から42年2月まで
② 昭和42年7月から43年9月まで
③ 昭和47年8月
④ 昭和48年9月及び同年10月
⑤ 昭和51年9月

国民年金の加入手続を行った時期等はよく覚えていないが、国民年金保険料は自分が郵便局で納付していた。申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を郵便局で納付していたと申し立てているが、昭和46年ごろまでは印紙検認方式であったことから、申立期間①及び②の保険料については郵便局で現年度納付することはできない。

また、申立期間①のうち、昭和36年8月から41年5月までは、厚生年金保険加入期間であったが、41年11月15日に脱退手当金を受給したため未加入期間となっているもので、制度上、国民年金に加入することができない期間である。

さらに、申立人は国民年金加入手続の時期について不明としているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、払出管理簿により昭和53年7月13日に払い出されていることが確認でき、申立人の前後の記号番号の任意加入者の資格取得日から、同年10月から同年12月までの間に加入手続を行ったものと推認できる。

加えて、申立人は、昭和54年1月20日に、その時点で過年度納付が可能で

あった申立期間⑤直後の期間（昭和 51 年 10 月から 52 年 3 月まで）の保険料を納付していることが特殊台帳により確認でき、この時点では特例納付が実施されていたことから、申立期間の保険料（厚生年金保険に加入していた期間を除く）についてもさかのぼって納付することが可能であったが、申立人は納付金額や納付場所等、納付状況に係る記憶が不明確であり、申立人が特例納付を行ったことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 5 月から同年 9 月まで
自分は、昭和 32 年 5 月から同年 9 月まで A 市にある B 事業所で調理師として働いた。辞める時に厚生年金被保険者証をもらった記憶がある。この間、厚生年金保険が未加入となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において申立事業所に勤務していたことは、当時の同僚の供述から推認できるものの、社会保険事務所が保管している当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の加入記録は無い上、当該名簿の申立期間前後の健康保険証の番号に欠番は無く、厚生年金保険記号番号払出簿にも申立人の記録は無い。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人は、申立期間において、保険料を控除されていたことに関する具体的な記憶も無い上、申立人と同じ職種で同年代の同僚にも厚生年金保険の加入記録は無い。

さらに、申立事業所は、既に全喪しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料は処分されている上、申立期間当時の給与等の事務担当者は不明であり供述を得ることができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

広島厚生年金 事案 685 (事案 342 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年2月11日から58年1月5日まで

昭和55年6月16日から平成5年1月31日まで途切れることなく申立事業所に正社員として勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたのに、社会保険庁の記録では、申立期間中の私の厚生年金保険料が控除されておらず厚生年金保険被保険者でなかったことになっているので、申立期間中において、私が厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間中に勤務していたとする事業所は、社会保険事務所の記録によると、昭和39年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所であったことが確認でき、また、申立期間当時の元事業主の供述により、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所が保管している申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、当該事業所に係る申立人の厚生年金保険の1回目の資格取得日は昭和55年6月16日、資格喪失日は57年2月11日、また、2回目の資格取得日は58年1月5日、資格喪失日は平成5年1月31日と記録されており、当該事業所に係る申立期間前後の期間における厚生年金保険の記録は確認できるが、申立期間においては申立人に係る厚生年金保険の記録は無い。

また、申立人の当該事業所に係る雇用保険の記録は、1回目が昭和55年6月16日、離職日が57年1月31日、2回目の資格取得日が58年1月5日、離職日が62年3月8日となっており、厚生年金保険の記録と同様に申立期間における申立人に係る雇用保険の加入記録が確認できない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人が提出した申立人に係る賃金台帳からは、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することができず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらのことから、既に当委員会の決定に基づき平成20年11月19日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

申立人は、申立期間を含む昭和55年6月16日から平成5年1月31日まで申立事業所に途切れることなく勤務したと主張するが、公共職業安定所において、申立人が申立事業所を昭和57年1月31日に離職後、雇用保険受給資格決定を受けている記録があることから、申立期間も継続して申立事業所に勤務していたとは認められない上、申立人が新たな証拠として当委員会に提出した元事業主の「覚書」からも委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年4月から28年3月まで
② 昭和28年4月から32年10月まで

私は、昭和27年4月から28年3月までA社B営業所に勤務し、同年4月から32年10月までC社D支店E営業所に勤務していた。

しかし、社会保険庁の記録では、申立期間の厚生年金保険加入記録が無く納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立事業所は社会保険庁に厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、申立人の申立事業所における雇用状況等について確認することができない。また、申立期間②については、申立事業所及びC社のF県内各支店を統括する同社G支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の申立期間における被保険者記録は無い。

以上のことから、申立期間①及び②に係る申立てについては、既に当委員会の決定に基づく平成20年10月23日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は従来の主張を繰り返すのみであり、新たな資料等を提出していない。また、申立人は申立期間②の後にC社H支店において厚生年金保険被保険者資格を取得しているが、同時期に同支店で被保険者資格を取得している同僚のうち連絡先が判明した4人に照会したところ、3人が入社後3年間及び5年間は臨時社員として、厚生年金保険には加入していなかったと供述している。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められないことから、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として、申立期間に係

る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年5月1日から31年6月30日まで

当初勤務した事業所の倒産後、友人の後任としてA社に勤務した。同社倒産後はB社等に勤務したが、A社の勤務期間だけが厚生年金保険の被保険者期間となっていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所で厚生年金保険の加入記録がある申立人の前任者の供述から、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できるものの、厚生年金保険料の控除等について具体的な供述は得られなかった。

また、申立人は申立期間に勤務していた同僚を記憶していないため、申立事業所において申立期間に厚生年金保険被保険者記録が確認できる従業員5人に照会を行ったところ、回答のあった従業員が記憶する申立人以外の従業員の中にも被保険者記録が確認できない者が複数みられることから、申立事業所では従業員のすべてを厚生年金保険に加入させる取扱いはせず、一部の従業員のみ厚生年金保険に加入させていたことがうかがわれる。

さらに、回答のあった従業員5人のうち3人は申立人を記憶しておらず、記憶している2人も申立人の申立期間に係る勤務形態や保険料控除については不明としている。

加えて、申立事業所は全喪しており、商業登記簿を確認したところ解散、閉鎖となっているため、人事記録等申立てに関する資料は確認できない上、元代表者にも連絡がとれず、聴取を行うことができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 10 日から 45 年 7 月 1 日まで

私は、前に勤務していた会社の退職時の給料が月額 4 万 5,000 円だったので、A社に再就職した時の給料も月額 4 万 5,000 円に近い金額であったはずである。また、次の会社に就職したときの給料が月額 7 万 2,000 円であったので、A社の退職時も 7 万円に近い給料であったはずである。

したがって、A社に勤務していた 3 年 3 か月の標準報酬月額は、社会保険庁の記録より 50 パーセント近くアップした金額と思われるので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、申立事業所で昭和 41 年から 42 年に資格を取得した従業員 4 人の資格取得時の標準報酬月額は、1 万 6,000 円（昭和 23 年生まれ）から 3 万 3,000 円（昭和 10 年生まれ）となっており、申立人の資格取得時の標準報酬月額 2 万 6,000 円と比較して不自然さはみられない。

また、申立人の申立期間における標準報酬月額は、資格取得後、昭和 42 年 10 月に 3 万円、43 年 10 月に 2 万 6,000 円、44 年 4 月に 3 万 9,000 円、44 年 8 月に 4 万 5,000 円と 4 回改定されているが、申立人が記憶している営業職の同僚（昭和 41 年 11 月 1 日資格取得）の標準報酬月額も、同時期に改定され、減額幅が相違する以外は、金額も一致していることから、両者の標準報酬月額に大きな相違はみられない。

さらに、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている申立人の標準報酬月額には不合理な処理が行われた形跡は無く、昭和 41 年から 42 年に資格を取得した従業員 4 人の被保険者原票についても不合理な処理が行われた形跡はみられない。

さらに、申立事業所は既に解散しており、標準報酬月額等を確認できる関連資料は残っておらず、事業主も既に死亡しているため、供述を得ることができない。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 3 月 21 日から同年 4 月 21 日まで

私は、平成 16 年 3 月まで、A 社企画室長として新会社（B 社）の設立に従事し、その後、新会社へ移籍した。移籍前後の厚生年金保険の被保険者期間は継続しているものと理解していたが、平成 16 年 3 月 21 日から同年 4 月 21 日までの厚生年金保険の被保険者期間が抜けていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A 社が保管している申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人の資格喪失日が平成 16 年 4 月 21 日（平成 16 年 4 月 15 日受付）から同年 3 月 21 日（平成 16 年 5 月 25 日受付）に訂正されており、一方、B 社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書によると、資格取得日が平成 16 年 4 月 1 日から同年 4 月 21 日に訂正されていることから、申立人は同年 3 月 21 日から同年 4 月 21 日の間について、厚生年金保険に未加入となっていることが確認できる上、A 社の雇用保険における離職日は平成 16 年 3 月 20 日となっており、B 社では加入記録が無い。

また、A 社が保管している役員報酬・給料・賃金明細表により、申立人は、平成 16 年 3 月分の給与（自：平成 16 年 2 月 21 日、至：同年 3 月 20 日）から同年 2 月分の厚生年金保険料を控除されているが、同社は、申立人に同年 4 月分の給与は支給していないとしていることから、同年 3 月分の厚生年金保険料は控除されていないとみられる。

さらに、資格喪失日の訂正の届出が遅れたことに伴い、社会保険事務所から事業所に対し申立人の平成 16 年 3 月分の厚生年金保険料が請求されているものの、一旦納付された同年 3 月分の保険料は、社会保険事務所が保管している健康保険料厚生年金保険料児童手当拠出金増減内訳書（平成 16 年 5 月分）に

より、還付されていることが確認できる。

加えて、B社が保管している平成16年賃金台帳により、申立人の同年4月分の給与（20日締め、平成16年3月21日から3月31日までのA社の給与も含め1か月分全額を支給しているとしている。）からは厚生年金保険料（翌月控除としており、平成16年3月分の厚生年金保険料）は控除されていない。

また、B社の厚生年金保険の新規適用年月日は平成16年4月1日となっており、同年3月は適用事業所となっていない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。